

評価基準

1 優先交渉権者の選考について

(1) 前提条件

次のいずれかの条件にあてはまる場合は、評価は行わず失格とする。

- ① 提案価格が「提案上限額」の範囲外である場合
- ② 仕様書の要件を満たさない場合
- ③ 履行期間内で策定スケジュールが組まれていない場合
- ④ 提案書、策定スケジュール等の内容について、実現性の低い提案と判断された場合

(2) 評価指標及び優先交渉権者の決定

優先交渉権者の選考については、以下の2つの評価を行い、後述する「2 採点方法について」により算出した技術点・価格点の合計点が最も高い者を、優先交渉権者として決定する。

(ア) 技術点

別紙2 評価項目一覧（以下「評価項目一覧」という。）に基づく評価を行う。

(イ) 価格点

様式5 見積書に記載の「計画策定費用」について評価を行う。

※評価点算定により小数が生じた場合には、小数点以下第1位を四捨五入する。

※最高得点者が2者以上あった場合は、技術展が上位の者を優先交渉権者とする。

2 採点方法について

(1) 得点配分

評価の点数については、合計150点満点とし、得点配分については、次のとおりとする。

区分	配点
技術点	130点
価格点	20点
合計	150点

(2) 技術点の採点方法

① 必須項目

別添の「別紙1 業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」に定義された要求要件を満たしているか否かを判定する。

②評価項目

仕様書に定義された提案依頼事項について、評価項目一覧に基づき、提案の内容を評価する。

③評価方法

各項目について、評価項目一覧の評価基準項目に記載された内容の提案をした場合に次項④評価基準により、提案者ごとに評価を行う。

評価者の合計点数の平均点数（総合計点数÷評価者数）を、その提案者の評価点数とする。（小数点以下四捨五入）

④評価基準

評価項目一覧に記載されている評価視点及び評価基準により採点する。

(3) 価格点の採点方法

実施要領に記載した提案上限額により、「様式5 見積書」に記載された提案価格の評価を行う。なお、提案価格の採点にあたっては、次のとおりとする。

① 一番金額の安い受託業者：満点（20点）

② 次点以降：（一番安い受託業者の金額÷当該受託業者の金額）×20点